

平成24年8月29日
環 境 局

環境委員会参考資料

- ・ 議案第132号 参考資料

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

議案第132号 参考資料

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い、所要の整備を行うため改正するもの

2 改正内容

地方公共団体の自主性及び自立性を高めるための義務付け・枠付けの見直しの一環として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において環境省令で定めることとされていた市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定めることとされたため、同条例において市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるもの

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号</p>	<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第7条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第7条）</p>
<p>第2章 市民の参加等（第8条～第12条）</p>	<p>第2章 市民の参加等（第8条～第12条）</p>
<p>第3章 廃棄物の再生利用等（第13条～第21条）</p>	<p>第3章 廃棄物の再生利用等（第13条～第21条）</p>
<p>第4章 廃棄物の適正処理（第22条～第33条）</p>	<p>第4章 廃棄物の適正処理（第22条～第33条）</p>
<p>第5章 良好な地域環境の保全（第34条～第41条）</p>	<p>第5章 良好な地域環境の保全（第34条～第41条）</p>
<p>第5章の2 <u>市が設置する一般廃棄物処理施設</u></p>	<p>第5章の2 <u>生活環境影響調査結果の縦覧等（第41条の2～第41条の6）</u></p>
<p> 第1節 <u>生活環境影響調査結果の縦覧等（第41条の2～第41条の6）</u></p>	
<p> 第2節 <u>技術管理者の資格（第41条の7）</u></p>	
<p>第6章 廃棄物処理手数料等（第42条～第45条）</p>	<p>第6章 廃棄物処理手数料等（第42条～第45条）</p>
<p>第7章 雑則（第45条の2～第50条）</p>	<p>第7章 雑則（第45条の2～第50条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章～第5章　〔略〕</p>	<p>第1章～第5章　〔略〕</p>
<p>第5章の2 <u>市が設置する一般廃棄物処理施設</u></p>	<p>第5章の2 <u>生活環境影響調査結果の縦覧等</u></p>
<p> 第1節 <u>生活環境影響調査結果の縦覧等</u></p>	<p>（縦覧等の対象施設）</p>
<p>（縦覧等の対象施設）</p>	<p>第41条の2　法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。</p>
<p>第41条の2　法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>（縦覧等の対象施設）</p>

改正後	改正前
<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設</p> <p>(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場 (縦覧の期間及び場所)</p>	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設</p> <p>(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場 (縦覧の期間及び場所)</p>
<p>第41条の3 市長は、前条各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査を実施したときは、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。</p> <p>(意見書の提出)</p>	<p>第41条の3 市長は、前条各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査を実施したときは、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。</p> <p>(意見書の提出)</p>
<p>第41条の4 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>(川崎市環境影響評価に関する条例及び環境影響評価法との関係)</p>	<p>第41条の4 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>(川崎市環境影響評価に関する条例及び環境影響評価法との関係)</p>
<p>第41条の5 対象施設の設置が川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号の指定開発行為に該当し、当該指定開発行為について同条例第27条の規定による条例評価書の公告（当該指定開発行為が同号ウに規定する第3種行為に該当する場合は、同条例第25条第1項の規定による条例審査書の公告。以下同じ。）があった場合で、当該条例評価書の公告の内容に生活環境影響調査に相当する内容を含むときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。対象施設の設置が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当し、同法第27条の規定による評価書の公告があった場合で、当該評価書の公告の内容に生活環境影響調査に相当する内容を含むときも同様とする。</p> <p>(他の地方公共団体の長との協議)</p>	<p>第41条の5 対象施設の設置が川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号の指定開発行為に該当し、当該指定開発行為について同条例第27条の規定による条例評価書の公告（当該指定開発行為が同号ウに規定する第3種行為に該当する場合は、同条例第25条第1項の規定による条例審査書の公告。以下同じ。）があった場合で、当該条例評価書の公告の内容に生活環境影響調査に相当する内容を含むときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。対象施設の設置が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当し、同法第27条の規定による評価書の公告があった場合で、当該評価書の公告の内容に生活環境影響調査に相当する内容を含むときも同様とする。</p> <p>(他の地方公共団体の長との協議)</p>
<p>第41条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書を送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものと</p>	<p>第41条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書を送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものと</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p><u>第2節 技術管理者の資格</u></p> <p><u>第41条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</u></p> <p><u>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）</u></p> <p><u>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者</u></p> <p><u>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校 of 理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>する。</p>

改正後	改正前
<p>(8) <u>学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(9) <u>学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校の土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(10) <u>10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(11) <u>前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者</u></p> <p>第6章～第7章 [略]</p>	<p>第6章～第7章 [略]</p>